一宮町学童保育運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１ 概要

（１）業務の名称

一宮町学童保育運営業務委託

（２）目的

一宮町（以下「町」という。）では、学童保育事業のサービス向上を目的とし、必要な専門的知識や経験を有する民間事業者に委託することにより、安定した運営の継続や人材確保のノウハウなど知見を活かした運営が見込まれることから、公募型プロポーザル方式により最適な事業者を選定する。

（３）業務内容

別添「一宮町学童保育運営業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書（案）」という。）のとおり。

（４）履行期間

令和６年７月１日から令和９年３月31日まで

契約締結日の翌日から令和６年６月30日までの期間を準備期間とし、受注者は、備品・施設等の確認、職員の確保や指揮命令系統の確立等、発注者から業務引き継ぎ等を受けるものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受注者が負担することとする。

（５）予算額（見積限度額）

令和６年度　２６，１００，０００円

令和７年度　３４，２００，０００円

令和８年度　３５，０４０，０００円

※消費税法第６条第１項、別表第二（七）のロの規定により消費税非課税

※見積書は各年度見積限度額以内で作成すること

※見積に対する内訳書も作成し添付すること

※委託料の支払いは月ごとに支払うものとし、１月あたりの委託料は本契約に定めた委託料（年額）に12分の１を乗じて得た額を受注者からの請求により支払うものとする。なお、分割した際に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

ただし、３月分の委託料については、各年度の事業終了後提出する実績報告書により変更した契約額（年額）と支払い済み額の差額を受注者からの請求により支払うものとし、残金が生じたときは、発注者に返納することとする。

※発注者は、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（６）契約の変更について

発注者は、各年度の事業終了時の実績報告又は長期休業中の利用状況により支援数に変更が生じる等の運営業務委託契約内容に変更が必要な場合には受注者と協議の上、契約内容を変更することができる。

（７）契約の解除について

発注者は、受注者が行う運営業務の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、契約を解除し、又は期間を定めて運営業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

① 受注者が本業務に違反したとき。

② 受注者による運営を継続することが適当でないと発注者が認めたとき。

２ 応募資格

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下、「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者とする。

①　千葉県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

②　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。

④　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。

⑤　手形交換所による取引停止処分を受けて２年間を経過していること、又は本委託業務の受注候補者決定日前６か月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。

⑥　本実施要領の募集開始の日から参加表明書の提出締切までに、一宮町暴力団排除条例（平成24年条例第１号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置を受けていないこと。

⑦　暴力団排除条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。

⑧　公募開始日（実施要領の適用日）現在において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

⑨　令和６年１月１日時点で千葉県、東京都、埼玉県及び茨城県において地方公共団体の発注する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を受託していること。

⑩　地方自治法第92条の２（議員の私企業への就業制限）、第142条（首長の請負人になることの禁止）、第166条（副市長の兼職禁止）、第169条（会計管理者）、第180条の５第６項（委員会委員の請負人になることの禁止）及び第196条（監査委員の兼職禁止）に抵触する者が属する団体でないこと。

３　応募手続

本プロポーザルに参加する意向がある場合、以下の参加表明書及び応募必要書類を提出期限までに提出すること。

提出書類については①から⑤までを必要書類とする。なお、⑥の提出は任意とする。

（１） 提出書類

① 【様式１】参加表明書

② 【様式３】応募申込書

③ 【様式４・４-１】法人概要書・役員名簿

④ 【様式５】提案書

⑤ 【様式６】見積書

⑥ 子どもに関連する事業の実施及び受託実績に関する書類（提出は任意）

※形式自由・パンフレット等でも可

（２） 提出期限

①のみ令和６年４月２日（火）午後５時とし、その他の書類は、令和６年４月９日（火）午後５時とする。

（３） 提出先

一宮町役場子育て支援課

（４） 提出部数

１７部（正本１部、副本16部）

なお、①については、１部とする。

また、ＣＤ－Ｒその他の媒体により電子データを併せて提出するものとする。

（５） 提出方法

持参又は郵送（必着）

（６） その他

① 応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合、又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、失格とする。

② 発注者が必要と認めた場合には、書類の追加提出を求める場合がある。

③ 応募書類、提案書は発注者の業務上で必要な場合、無償で使用できるものとする。

④ 提出書類については、返却しない。なお、一宮町情報公開条例（平成13年条例第９号）の規定に基づき開示することがある。

⑤ 提出された書類の受領後の差替えは認めない。

⑥ 公募にかかる費用は、応募者の負担とする。

⑦ プロポーザル審査の過程については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。

⑧ 提案段階での経費がそのまま委託経費になるとは限らない。

⑨ 参加表明書を提出したのちに応募を辞退する場合には、早急に子育て支援課へ【様式９】辞退届を提出すること。

４ 質問書の提出及び回答

今回の公募及び事業実施に係る質問については、以下のとおり受け付ける。

（１）提出書類 【様式２】質問書

（２）提出期限　令和６年３月25日（月）午後５時

（３）提出方法　電子メール

メールの件名は「一宮町実施要領質問書提出(社名)」とし、　　　 メールの送信後すみやかにメール到着の有無を、電話で子育て支援課(電話番号 0475-42-1415) に確認すること。

（４）提出先　一宮町子育て支援課

（メールアドレス） kodomo@town.ichinomiya.chiba.jp

（５）回答方法　令和６年３月29日（金）までに町ホームページに掲載する。

　　　　　　　　なお、回答内容は本要領の追加、修正として取り扱う。

５ 受託者の選定

（１）選定方法

一宮町学童保育運営業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱に基づきプレゼンテーション審査を行い評価する。

（２）プレゼンテーション実施方法

① プレゼンテーションの実施日は、令和６年４月中旬を予定しているため、実施日・実施時間決定後、発注者から応募者へ応募書類提出期限後に通知する。

② 提出した提案書以外の追加資料の配付は認めない。

③ プレゼンテーションにあたっては、本業務において予定している担当者の出席を必須とする。

④ プレゼンテーションにあたって、ノートパソコン（ＨＤＭＩ対応）については当日応募者が持参すること。なお、プロジェクター、スクリーンについては、発注者が用意する。（プロジェクター仕様：RICOH PJ WX4152N)

⑤ プレゼンテーションの時間は、40分程度（説明20分、質疑応答20分）とする。

（３）審査基準

　　審査基準は、別添「一宮町学童保育運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」に定める。なお、選定過程及び法人の選定結果に係る詳細については公開しない。

（４）選定結果の通知

①　選定の結果は、応募者のすべてに文書をもって、それぞれ通知する。

②　審査の結果、受注候補者又は次点受注候補者として特定されたものに対し、書面【様式７、様式８】を電子メールにより参加表明書類に記載されたアドレス宛てに送付し、通知する。

（５）契約協議について

選定結果の通知後、受注候補者となった事業者と契約条件等について協議を行う。なお、協議が整わない場合は、次点受注候補者と協議を進める。

（６）公募スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 期間等 |
| 実施要領配布期間 | 令和６年３月19日(火)～令和６年４月２日(火) |
| 参加表明書受付期間 | 令和６年３月19日(火)～令和６年４月２日(火) |
| 質問書受付期間 | 令和６年３月19日(火)～令和６年３月25日(月) |
| 応募書類受付期間 | 令和６年３月21日(木)～令和６年４月９日(火) |
| プレゼンテーション審査日 | 令和６年４月中旬 |
| 選考結果の通知 | 令和６年４月下旬 |

　　※スケジュールは都合により、変更する場合がある。

６　問い合わせ及び各書類提出先

〒299-4396

千葉県長生郡一宮町一宮2457番地（一宮町役場２階）

一宮町役場子育て支援課

電話 　0475-42-1415　ＦＡＸ 0475-40-1075

メール kodomo@town.ichinomiya.chiba.jp

※窓口開所時間は平日午前８時30分から午後５時15分